

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例に関する資料

1 改正内容

(1) 給料月額の変更（附則第3項及び別表）

一般職の職員について給料表を令和5年度から平均1.1%引き上げたことを考慮し、常勤の特別職の職員の給料を1.1%引き上げる。 (単位:円)

	削減前（本来の支給額）			削減後（実際の支給額）		
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
市長	864,000	874,000	10,000	846,000	855,000	9,000
副市長	739,000	747,000	8,000	724,000	732,000	8,000
教育長	675,000	682,000	7,000	662,000	669,000	7,000
水道事業管理者	655,000	662,000	7,000	643,000	650,000	7,000

(2) 期末手当の引上げ（第4条第2項）

一般職の職員について期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和5年度から0.1月分引き上げたことを考慮し、常勤の特別職の職員について期末手当の支給月数を0.1月分引き上げる。

		6月期	12月期	合計月数
期末手当	改定前	2.175月	2.175月	4.35月
	改定後	2.225月	2.225月	4.45月

2 近隣市の常勤の特別職の職員に係る給料月額及び期末手当の年間支給月数

(令和6年1月1日現在)

(1) 給料月額

(単位:円)

	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
市長	846,000	961,000	926,500	900,000	972,000	1,050,000
副市長	724,000	790,000	800,000	780,000	831,000	860,000
教育長	662,000	721,000	741,300	705,000	750,000	760,000
水道事業管理者	643,000	658,000	717,300	—	740,000	760,000

(2) 期末手当の年間支給月数

我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
4.35月	4.5月	4.45月	4.5月	4.5月	4.5月